

【介護老人保健施設・介護医療院・（介護予防）短期入所療養介護】

室料相当額の控除（令和7年8月～）について

令和7年5月29日

長崎県 長寿社会課 施設・介護サービス班

令和6年度の介護報酬改定

- ・介護老人保健施設のうち、「療養型」老人保健施設 と「その他型」
- ・Ⅱ型の介護医療院

の 多床室（8平方メートル／人以上に限る）の入所者について、

令和7年8月から、基本報酬から室料相当額を控除し、利用者負担を求めることになりました。（短期入所療養介護も含む。）

- ・ただし、基準費用額を増額することで、利用者負担第1～第3段階の者については、補足給付により利用者負担が増えないようにされています。

背景

- ・室料負担の考え方は、施設を生活の場ととらえ、在宅でサービスを受ける人との負担の均衡を図るねらいがあります。
- ・介護老人保健施設は、在宅復帰・在宅療養支援を行う施設ですが、「療養型」と「その他型」については、実態として死亡退所が多く事実上生活の場として選択されていることから、室料負担を求めることとされました。

参考：社会保険研究所『令和6年度版 介護保険制度の解説』165頁より

4.(1)⑨ 多床室の室料負担

概要

【短期入所療養介護★、介護老人保健施設、介護医療院】

- 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院について、新たに室料負担（月額8千円相当）を導入する。【告示改正】

単位数

【短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>
なし



<改定後>

該当する施設の多床室について、室料相当額減算として▲26単位/日（新設）
該当する施設の多床室における基準費用額（居住費）について+260円/日（新設）

算定要件等

- 以下の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る。）の入所者について、基本報酬から室料相当額を減算し、利用者負担を求めることとする。（新設）
 - ・ 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設の多床室
 - ・ 「Ⅱ型」の介護医療院の多床室
- ただし、基準費用額（居住費）を増額することで、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和7年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- **標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額**を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者	利用者負担段階	主な対象者 ※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。		預貯金額（夫婦の場合）（※）
	第1段階	・生活保護受給者		要件なし
		・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	・世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
	第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
	第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
	第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院 （室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
		ユニット型個室の多床室	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和6年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者	利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
				預貯金額（夫婦の場合）（※）
	第1段階	・生活保護受給者		要件なし
		・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	・世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
	第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
	第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
	第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室の多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

介護老人保健施設

注8(新)

介護保険施設サービス費(Ⅰ)の介護保険施設サービス費(iii)及び(iv)、

介護保険施設サービス費(Ⅱ)の介護保険施設サービス費(ii)、

介護保険施設サービス費(Ⅲ)の介護保険施設サービス費(ii)、

並びに

介護保険施設サービス費(Ⅳ)の介護保険施設サービス費(ii)について、

別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護老人保健施設については、室料相当額控除として、

1日につき**26単位**を所定単位数から控除する。

老企40第2の6(12) 室料相当額控除について

令和7年8月以降、次に掲げる要件に該当する場合、多床室の利用者に係る介護保健施設サービス費について、室料相当額を控除することとする。

① 当該介護老人保健施設の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8以上であること。なお、療養室に係る床面積の合計については、内法による測定とすること。

② 令和7年8月から令和9年7月までの間は、令和6年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多い、つまり7か月以上であること。

令和9年8月以降は、算定日が属する計画期間の前の計画期間（算定日が計画期間の開始後4月以内の日である場合は、前の計画期間の前の計画期間）の最終年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多いこと。具体的には、令和9年8月から令和12年7月までの間は、令和8年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多い、つまり7か月以上であること。

介護医療院

注9(新)

Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)のⅡ型介護医療院サービス費(ii)、

Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)のⅡ型介護医療院サービス費(ii)、

Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ)のⅡ型介護医療院サービス費(ii)

及びⅡ型特別介護医療院サービス費のⅡ型特別介護医療院サービス費(ii)について、

別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護医療院については、室料相当額控除として、

1日につき26単位を所定単位数から控除する。

老企40第2の**8(16)** 室料相当額控除について

令和7年8月以降、当該介護医療院の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8以上である場合、多床室の利用者に係るⅡ型介護医療院サービス費及びⅡ型特別介護医療院サービス費について、室料相当額を控除することとする。なお、療養室に係る床面積の合計については、内法による測定とすること。

短期入所療養介護（介護老人保健施設）

注7（新）

介護老人保険施設短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保険施設短期入所療養介護費（Ⅲ）及び（Ⅳ）、

介護老人保険施設短期入所療養介護費（Ⅱ）の介護老人保険施設短期入所療養介護費（Ⅱ）、

介護老人保険施設短期入所療養介護費（Ⅲ）の介護老人保険施設短期入所療養介護費（Ⅱ）

並びに

介護老人保険施設短期入所療養介護費（Ⅳ）の介護老人保険施設短期入所療養介護費（Ⅱ）について、

別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、

室料相当額控除として、1日につき**26単位**を所定単位数から控除する。

老企40第2の3(13) 室料相当額控除について

介護老人保健施設が行う短期入所療養介護に係る室料相当額の控除については6の(12)を、介護医療院が行う短期入所療養介護に係る室料相当額の控除については8の(16)を準用する。

※6の(12)は、P7 を参照

介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

注7（新）

介護老人保険施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）の介護老人保険施設介護予防短期入所療養介護費（iii）及び（iv）、

介護老人保険施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）の介護老人保険施設介護予防短期入所療養介護費（ii）、

介護老人保険施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）の介護老人保険施設介護予防短期入所療養介護費（ii）

並びに

介護老人保険施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅳ）の介護老人保険施設介護予防短期入所療養介護費（ii）について、

別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、

室料相当額控除として、1日につき**26単位**を所定単位数から控除する。

老企40第2の8(II)① 室料相当額控除について

① 介護老人保健施設が行う介護予防短期入所療養介護令和7年8月以降、次に掲げる要件に該当する場合、多床室の利用者に係る介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費について、室料相当額を控除することとする。

イ 当該介護老人保健施設の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8以上であること。なお、療養室に係る床面積の合計については、内法による測定とすること。

ロ 令和7年8月から令和9年7月までの間は、令和6年度において、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定した月が、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定した月より多い、つまり7か月以上であること。令和9年8月以降は、算定日が属する計画期間の前の計画期間(算定日が計画期間の開始後4月以内の日である場合は、前の計画期間の前の計画期間)の最終年度において、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定した月が、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定した月より多いこと。具体的には、令和9年8月から令和12年7月までの間は、令和8年度において、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定した月が、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定した月より多い、つまり7か月以上であること。

短期入所療養介護（介護医療院）

注8（新）

Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅰ）のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費（ii）、

Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅱ）のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費（ii）及び

Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅲ）のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費（ii）

並びにⅡ型特別介護医療院短期入所療養介護費（ii）について、

別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、

室料相当額控除として、1日につき**26単位**を所定単位数から控除する。

老企40第2の3(13) 室料相当額控除について

介護老人保健施設が行う短期入所療養介護に係る室料相当額の控除については6の(12)を、介護医療院が行う短期入所療養介護に係る室料相当額の控除については8の(16)を準用する。

※8の(16)は、P9 を参照

介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

注8（新）

Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）、

Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）及び

Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）

並びにⅡ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）について、

別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、

室料相当額控除として、1日につき**26単位**を所定単位数から控除する。

老企40第2の8(II)② 室料相当額控除について

令和7年8月以降、当該介護医療院の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8以上である場合、多床室の利用者に係るⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費及びⅡ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費について、室料相当額を控除することとする。なお、療養室に係る床面積の合計については、内法による測定とすること。

長崎県長寿社会課へ加算・減算の届け出が必要。(新たな項目が追加されるため。)

(該当・非該当ともに届出の提出は必要になります。)

別紙2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

別紙 1-1 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス)

別紙 1-2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス)※介護予防短期入所療養介護のみ

長崎県参考様式付表【室料相当額控除】

提出期限 令和7年7月15日まで(消印有効)

提出方法 電子申請システム または 郵送

問合せ先

長崎県 福祉保健部 長寿社会課 施設・介護サービス班

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3-1

電話 095-895-2436(直通)